

第3章 事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域の概況

事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域の概況調査地域を図3.1に示す、おおむね宮古島市下地地区（旧・下地町域）とする。

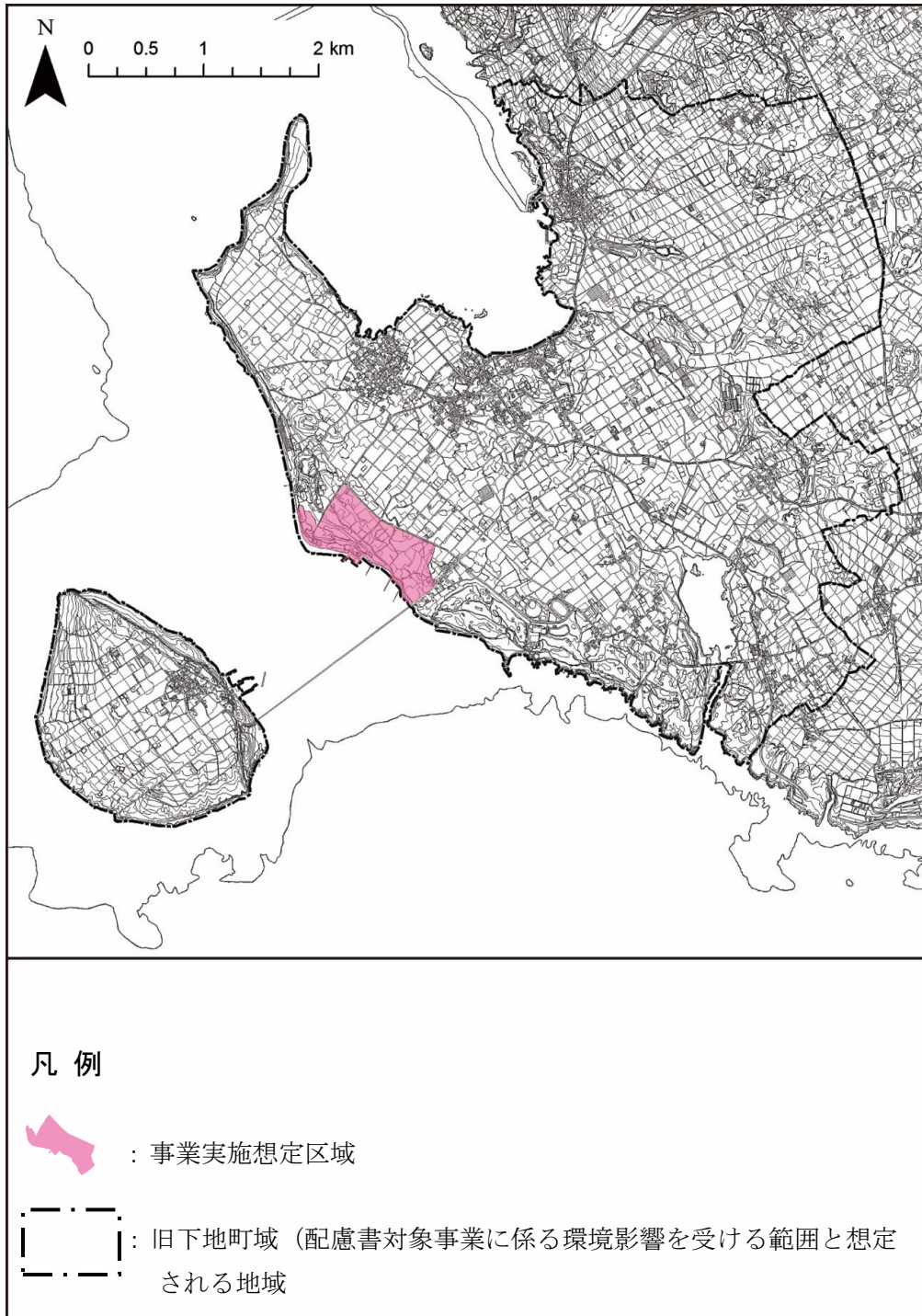


図3.1.1 事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域の概況調査地域

3.1. 社会的状況

事業実施想定区域及び周辺地域の社会的状況について、既存文献の資料を基に取りまとめた。その概要は表 3.1 (1) ～(2)に示すとおりである。

表 3.1(1) 社会的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況	
社会的 状況	行政区	行政区	宮古島市は、平成 17 年 10 月に平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の 5 市町村が合併し誕生した。 事業実施想定区域は、旧下地町の与那覇区に存在し、その近隣には洲鎌区、上地区、嘉手苅区、川満区の 4 つの行政区がある。
	人口	人口と世帯数の動態	平成 26 年現在の宮古島市の人口は 54,706 人、世帯数は 25,173 世帯で、1 世帯あたりの人口は 2.2 人である。ここ 20 年の変化で見ると人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあることから 1 世帯あたりの人口は 3.0 人/世帯から 2.2 人/世帯へと減少しており、核家族化が進展しているといえる。 事業実施想定区域が立地する下地地区（旧・下地町）の人口は 3,090 人で市全体の 5.6%、世帯数は 1,397 世帯で市全体の 5.5%を占めている。
	産業	産業構造及び産業人口	宮古島市の産業構造を事業所数ならびに従業者数から整理すると、事業所数では第一次産業（農林漁業）が 3%、第二次産業が 15%、第三次産業が 82%であり、第三次産業の占める割合が高い。 従業者数では、第一次産業が 3%、第二次産業が 21%、第三次産業が 76%である。
		産業分野の生産額及び販売額	主な産業分野の生産額・販売額を整理すると、農業では、さとうきびや野菜、葉たばこの生産が多く、さとうきびは平成 25～26 年で約 6,682 百万円（生産額）、野菜は平成 25 年で約 1,690 百万円（販売額）、葉たばこは平成 26 年で約 2,258 百万円（生産額）などである。漁業はカツオ、シイラ、キハダマグロなどの漁獲量が多いほかモズク類の養殖も盛んで、生産額は平成 25 年で約 831 百万円となっている。 商業販売額は平成 19 年で 64,583 百万円、製造業の製造品出荷額は平成 24 年で 13,664 百万円、観光業の観光関連消費額は平成 25 年度で 18,333 百万円などである。
		事業所数	事業実施想定区域の含まれる下地地区の民営の事業所数が 108、うち個人事業所が 68、法人事業所が 40 となっており、宮古島市の中でも上野地区と並んで事業所数が少ない。
	土地利用	土地利用の状況	宮古島市の土地利用は、全体の約 58%が畑地であり、次いで原野(18%)、雑種地(6%)が挙げられている。平良市街地を中心に住宅が密集する地区はあるものの、総じてはあまり高密度な土地利用は行なわれていない。
	環境保全についての配慮が特に必要な地域	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況	環境保全について特に配慮が必要な施設として、教育施設（学校、幼稚園）、文化施設（地区公民館、図書館）、医療施設（病院・診療所、歯科診療所）の状況を整理すると、事業実施想定区域が所在する下地地区には、幼稚園・学校が 5 カ所、公民館が 1 カ所、医療施設が 4 カ所立地している。

表 3.1(2) 社会的状況の概況

項 目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
社会的状況	水利用	
	生活用水	生活用水は、地下水（10カ所の水源地と2カ所の湧水池、11カ所の井戸）を水源としており、各水源からの配水径路が全島に整備されている。
	農業・工業用水	宮古島市の地下には島尻層群からなる不透水基盤と断層によりいくつかの地下水盆(谷)が存在し、地下水はそれに沿って流れ、それぞれの流域をつくっている。宮古島市ではこの地形を利用し、帯水層である琉球石灰岩の中に止水壁を作り、これにより地下水を貯える地下ダムが建設されている。宮古島市の地下ダムは農業用水として利用されている。
	地下水利用	宮古島市の湧水は、琉球石灰岩と島尻層群の境界部が地表にあらわれる海岸沿いの崖地などには自然の湧水が数多くみられ、1日当たりの総湧出量は42,000m ³ と推定される。また、湧水として地表でみられるものの他に、毎日30万m ³ の地下水が地下から直接海へと流れ出ていると推定される。
交通	道路網	宮古島市の道路交通網は、大きく市の中心である平良地区から、宮古島内の旧町各地区（下地、上野、城辺）の中心地を結ぶように国道390号が通っており、これが島の東海岸を通る沖縄県道83号保良西里線に繋がって外周道路を形成している。それとは別に、平良地区から上記の各地区を直接結ぶような形で何本かの県道が通っており、さらにそれら道路を結ぶ形で宮古島市道が張り巡らされている。 平成25年現在で、宮古島市道の本数は1,556本、道路改良率は65.0%となっており、沖縄県内においては、比較的高い水準にある。また平成27年1月には、宮古島と伊良部島を結ぶ全長3,540メートルの伊良部大橋が開通した。伊良部大橋は通行料金を徴収しない橋としては国内最長である。
環境整備	下水道	宮古島市では、平良地区で公共下水道が整備されている。平成27年度を目標年次とする事業計画では、計画処理人口は15,100人で、市人口の約27%にあたる。 事業実施想定区域を含め、それ以外の地区では浄化槽の普及、農漁村集落排水事業が進められている。
	廃棄物処理施設等の整備及び利用状況	宮古島市では、一般廃棄物については基本的には市が所有する施設で中間処理（焼却処理または破砕処理）され、焼却残渣や破砕残渣は市が所有する2カ所の管理型最終処分場（平良・川満）で埋め立て処分されている。 産業廃棄物については、排出者責任のもとで事業者自らが処理するか、または許可業者に委託して処理される。市内には、現在14の処理事業者が登録されている。

3.2 自然的状況

事業実施想定区域及び周辺地域の自然的状況について、既存の文献資料を基にとりまとめた。その概要は表 3.2 (1) ～ (6) に示すとおりである。

表 3.2(1) 自然的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
自然的状況	大気環境	気象
		大気質
		騒音
		振動
		悪臭

月別降水量は 130.8～262.5mm/月であり、梅雨の時期である 5 月及び台風
風の時期である 8、9 月に多くなっている。月別平均気温は、18.0～28.7℃
であり、1 月に最も低く、7 月に最も高くなっている。年間を通して日最
高気温は 20℃以上、日最低気温は 16℃以上となっている。月別平均風速
は 4.1～5.4m/s である。風向は 9 月から 4 月にかけて北寄りの風が卓越し
ており、5 月から 8 月にかけては、南寄りの風が卓越している。

事業実施想定区域に近い測定局は、一般局として宮古島市の宮古福祉保
健所に設置されている平良局がある。平良局では 4 つの測定項目（二酸化
窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質）につい
ての測定が行われている。なお、微小粒子状物質は未公表。
平成 25 年度の二酸化窒素は、環境基準（長期的評価：日平均値の年間
98%値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）を達成している。
浮遊粒子状物質の長期的評価は、測定時間 6,000 時間以上の測定局が対象
となるため、測定時間が 4,732 時間であった平良局では環境基準（長期的
評価：日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下）の評価の対象ではなかった。
また、光化学オキシダントでは昼間の 1 時間値が環境基準（0.06ppm 以下）
を超えた日が 4 日、8 時間ある。
沖縄県において平成 25 年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状
物質及び一酸化炭素、微小粒子状物質については環境基準を達成してい
た。沖縄県は大気汚染防止法の総量規制の指定地域ではない。また、自動
車 NO_x・PM 法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域でもない。

沖縄県や沖縄県内の市町村では、自動車交通騒音の測定を実施してい
るが、宮古島市では、環境基準法に基づき騒音に係る環境基準の類型を当て
はめる地域を指定している。また、騒音規制法に基づき特定施設及び特定
建設作業に伴って発生する騒音について、規制地域及び規制基準を定めて
いる。
事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域では
なく、また、騒音規制法に基づく規制地域でもない。
騒音規制法に基づく特定施設は、平成 25 年度で沖縄県内において 3,833
件の届出がある。宮古島市においては 3 件の届出がある。騒音規制法に基
づく特定建設作業については、平成 25 年度で沖縄県内において 252 件の
届出がある。宮古島市においては 2 件の届出がある。
沖縄県や沖縄県内の市町村では、自動車騒音の測定を実施しているが、
宮古島市では測定は実施されていない。

宮古島市では、振動規制法に基づき特定施設及び特定建設作業に伴って
発生する振動について、規制地域及び規制基準を定めている。
事業実施想定区域は振動規制法に基づく規制地域ではない。
振動規制法に基づく特定施設は、平成 25 年度で沖縄県内において 1,131
件の届出がある。宮古島市においては 3 件の届出がある。振動規制法に基
づく特定建設作業は、平成 25 年度で沖縄県内において 373 件の届出があ
る。宮古島市において届出はない。
なお、沖縄県内では振動に関する定期定点調査は実施されていない。

宮古島市では、悪臭防止法に基づき工場その他の事業場における事業活
動に伴って発生する悪臭について、規制地域及び規制基準（臭気指数規制）
を定めている。
事業実施想定区域は悪臭防止法に基づく規制地域ではない。

表 3.2(2) 自然的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況	
自然的状況	水環境	水象	<p>宮古島の年間水収支は、降水量の約 50%が蒸発散で失われ、約 40%が地下に浸透し、地表流出は約 10%にすぎないため、河川の内容は認められない。地下浸透した水は、島尻層群を不透水層として上位の層厚 30～70m の琉球石灰岩の地下水帯水層に涵養される。さらに、宮古島には北西－南東方向の断層が約 1～2km 間隔で発達しており、この断層の間隔ごとに独立した地下水盆を形成している。地下水はそれぞれの地下水盆ごと涵養され、主として島の南北方向に流下して海岸沿いで湧水となって流出し、1 日当たりの総湧出量は 42,000m³と推定され、湧水として地表でみられるものの他に、毎日 30 万 m³の地下水が地下から直接海へと流れ出ていると推定されている。</p> <p>宮古島の水資源はこの地下水に頼っており、地下水を有効に利用するために世界最初の大規模な「地下ダム」が建設され、島全体の農業用水として農業の発展に貢献している。</p>
		水質	<p>「平成 25 年度水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(沖縄県環境部、平成 27 年 3 月)によると、平良港が A 類型に指定されている。また、類型指定はないが、与那覇湾においても調査が行われている。</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には「水質汚濁に係る環境基準」の類型指定された水域はない。平良港では、補助測定点の下崎地先において、生活環境項目に係る環境基準(A 類型)を全て達成している。与那覇湾では、類型指定はないが、生活環境項目に係る環境基準(A 類型)を全て達成している地点はない。また、平良港および与那覇湾共に健康項目に係る環境基準値を全て満たしている。</p> <p>宮古島市の主要水浴場の水質状況をみると、前浜ビーチ、パイナガマビーチ、吉野海岸では全ての調査地点において水質 A 以上であり、水浴場として「適」と判定されている。</p> <p>宮古島市内の地下水の公共用水域測定地点の城辺地区において健康項目に係る環境基準を全て満足し、伊良部仲地の継続監視調査結果も基準を満足している。また、ダイオキシン類の測定結果についても環境基準を満足している。</p> <p>事業実施想定区域周辺においては、地下水水質の状況調査として前浜井戸、与那覇の井戸で調査を行っている。ヘキサダイアグラムの結果より、前浜井戸の水質は非重炭酸カルシウム型で停滞的な環境にある地下水、与那覇の井戸は中間領域タイプで河川水、伏流水、循環性地下水と同様な性状を示した。また、前浜井戸は、硝酸性窒素濃度と降水量との年次変化の結果から、変動が激しく、多量の雨が降ると濃度が低下することから、雨水による希釈を受けていると考えられ、海水の浸入、近隣農家による肥料投入の影響もを受けていると考えられている。</p>
		底質	<p>宮古島市内における底質の公共用水域測定地点の底質調査結果は基準を満足しており、土壌のダイオキシン類測定結果についても全て基準を満足していた。</p>
	土壌及び地盤環境	土壌	<p>宮古島の表層土壌は沖縄の方言で「島尻マーヅ」と呼ばれる暗赤褐色をした土壌が広く分布しており、宮古島の約 90%を占めている。島尻マーヅは琉球石灰岩の風化物を主な母材としており、透水性がよく保水性に乏しいアルカリ土壌である。その他の土壌として国頭マーヅ、ジャーガル、沖積土壌がわずかに分布している。</p>
		地盤環境	<p>宮古島では平尾瀬神崎と与那浜崎の二カ所に「地すべりによる危険が予想される場所」として指定している。また、伊良部島の佐良浜地区を急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。</p>

表 3.2(3) 自然的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
自然的状況	地形及び地質	<p>地形</p> <p>宮古島は、島の北東側を斜辺（全長 30.5 km）とする直角二等辺三角形の形状をした面積 159 km²の島である。全般に海拔 70m～75m以下の低平な地形で、内陸側のほぼ中央に北西—南東に延びた数本のリッジ（脊梁）が発達しており、リッジの最高所は島の南東側城辺町福南の西で海拔 114.6mである。これらのリッジは島の東～東北側では比高 10m～50mの断崖となっており、西～南西側は緩やかに傾斜しており、典型的なケスタ状地形を呈している。この地形は東側に落ちる正断層によって形成された地質構造により形成されている。</p> <p>海岸は北東海岸から南海岸にかけて直線上の長い海岸線を有し、断崖になった海岸が続いている。特に北東海岸側は、全般的には比高 10m～50mの崖地形であり、所々緩やかに傾斜しながら砂浜が発達したところがある。また、南海岸は南東端の東平安名崎から城辺町友利にかけ比高 40m～60mのほぼ垂直な断崖である。それに対し、西、及び南西海岸は比高 10m～20mの崖地形も認められるが発達は悪く、海拔 2mほどの低い海食台からなだらかに砂浜の海岸へと変化していく。このような東に高く西に低い海岸地形は内陸側の東急西緩なケスタ状地形と調和し、かつて傾動運動をした島であることを推測させる。また、宮古地域は、丘陵地は少なく、ほとんどが台地・段丘の中位面にあたる低地となっている。</p> <p>事業実施想定区域は、台地・段丘の下位面にあたる地形となっており、一部砂浜が分布する一方で東側は崖地形となっている。</p>
		<p>表層地質</p> <p>宮古島とその周辺の島々の地質は、全域がサンゴ礁性の石灰岩からできている。この地層は琉球石灰岩層と呼ばれ、厚さは 40m～130mである。石灰岩層の下の基板は、砂岩と泥岩の互層からなり、島尻層群と呼ばれる。琉球石灰岩層と島尻層群の関係は不整合である。</p> <p>琉球石灰岩からなる琉球層群の層序は下位から上位にむけて伊良部石灰岩、下地石灰岩、山根石灰岩そして与那覇石灰岩に分けられ、伊良部と下地両石灰岩の関係は不整合とされている。その後、琉球層群の層序に関しては伊良部島のボーリングコアをもとに詳しい調査が行われた。なお、宮古島の全域に分布する石灰岩層は、東部に原地性造礁サンゴをともなう礁性石灰岩が多く、西方に向かって有孔虫殻を含む砕屑性石灰岩、厚い石灰藻ボール石灰岩へと移化する特徴がある。</p> <p>基盤の島尻層群の形成年代については、伊良部島において琉球層群との不整合部直下から採取した石灰質ナンノ化石（超微化石のこと）から後期中新世末期～前期鮮新世（およそ 550 万年～350 万年前）、さらに琉球層群下部層は 136 万～110 万年前に堆積したと推定される。</p>
		<p>海域</p> <p>宮古島市は琉球弧のほぼ中間にあたり、宮古島の南西側には東シナ海、北東側には太平洋が広がる。宮古島の東シナ海側沿岸には大浦湾や与那覇湾が位置している。</p> <p>周辺離島のうち、池間島、来間島、伊良部島はそれぞれ架橋により宮古島とつながっている。大神島にはフェリーが就航している。</p>

表 3.2(4) 自然的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
自然的状況	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>陸域植物</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の植生の大部分は畑・雑草群落で占められるが、ナガミボチョウジ-リュウキュウガキ群落及びハドノキ-ウラジロエノキ群団といった植生も存在する。</p> <p>事業実施想定区域においては畑雑草群落が広範囲を占めており、海岸には砂丘植生、モクマオウ群落が広がっている。また、内陸部にはハドノキ-ウラジロエノキ群団、ギンネム群落が分布する。</p> <p>宮古諸島の植物相は帰化植物を含めて134科707種6亜種が分布している。固有種や南限種はなく、北限種が24種みられる。</p> <p>宮古島市の特定植物群落は全部で14件が指定されている。</p> <p>事業実施想定区域の海岸には前浜のハテルマカズラ群落が特定植物群落として指定されている</p>
		<p>陸域動物</p> <p>宮古諸島における陸域の動物相は、哺乳類6種、鳥類240種、両生類3種、爬虫類17種、昆虫類364種が確認されている。また、事業実施想定区域の北側にある与那覇湾は鳥獣保護区に指定されており、哺乳類は2目2科2種が確認されており、鳥類は11目34科148種が確認されている。</p> <p>宮古島市における貴重な動物については、生息が確認または推定される貴重な種は、鳥類が46種、爬虫類が5種、魚類が1種であった。</p> <p>事業実施想定区域で確認されている貴重な動物は鳥類が22種、爬虫類が5種、魚類が1種であった。</p>
		<p>海域植物</p> <p>宮古島の西側沿岸は、伊良部島との間の比較的浅いやや内湾的な海が広がり、西側沿岸の南に位置する与那覇湾の沖側には、リュウキュウスガモやベニアマモ、ボウバアマモを主とする県内最大規模の海草藻場(902ha)が形成されている。海草類は、池間島と宮古島の間の礁池や来間島と宮古島の間の礁池で確認されているが、その他の地域では被度0~5%（被度評価：非常に低い）である。</p> <p>このうち事業実施想定区域の地先海域における海草類被度は、5~25%（被度評価：低い~やや低い）の範囲がほとんどである。</p> <p>宮古地域において確認されている海藻草類は、39科135種類であり、緑藻類が中心である。</p>
		<p>海域動物</p> <p>宮古島の北東側沿岸を中心にサンゴ礁が発達し、平瀬尾神崎沖や池間島と大神島周辺には離礁群がみられ、池間島の北方には最大の離礁群(八重干瀬)が広がる。宮古島の南岸は切り立った海岸となっており、海岸線から礁縁までの幅は比較的狭い。西岸は、リーフの発達が弱く、岸から沖に向けて緩やかな斜面が続く。</p> <p>宮古地域で確認されている造礁サンゴ類は17科302種であり、主に樹枝状・卓状ミドリイシや樹枝状ハマサンゴ類が優占する。宮古島南岸では樹枝状コモンサンゴが優占している場所が点在する。宮古地域におけるサンゴ被度は、25%未満の地域がほとんどであり、全体的に低いとされている。</p> <p>このうち事業実施想定区域の地先海域では、サンゴ被度0~25%（被度評価：非常に低い~やや低い）の範囲がほとんどであるが、一部50~70%（被度評価：高い）と被度が高い範囲が確認されている。</p> <p>宮古地域の砂浜では、アカウミガメやアオウミガメ、タイマイの産卵が確認されており、特に宮古島の東平安名崎周辺と多良間島で砂浜が発達しており、主要な産卵場となっている。</p> <p>事業実施想定区域においても砂浜が形成されているが、ウミガメ類の産卵もしくは産卵跡は確認されていない。</p> <p>宮古地域の沿岸においては、ハゼ科、ベラ科、スズメダイ科などを中心とした82科863種の魚類の生息が確認されている。</p> <p>宮古地域の干潟域においては、宮古島島尻干潟で106種類、宮古島大浦干潟で85種類、宮古島与那覇湾干潟で119種類、伊良部島佐和田干潟で70種の貝類の生息が確認されている。特に、伊良部島佐和田干潟は宮古諸島において最も攪乱が少なく安定しており、二枚貝類の個体数が豊富で本来の種相が維持されている。また、宮古島与那覇湾はラムサール条約に登録されており、水鳥の採餌場や休息場となっている。</p>

表 3.2(5) 自然的状況の概況

項 目			事業実施想定区域及び周辺地域の状況
自然的状況	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	生態系	<p>【樹林地（海岸）】 事業実施想定区域の海岸周辺ではモクマオウ類の植林による樹林地が広がっており、内陸部にはハドノキ-ウラジロエノキ群団が分布する。 昆虫類では、セミ類やチョウ類が生息し、それを餌とするサキシマキノボリトカゲやキシノウエトカゲなどの爬虫類やサキシマヌマガエルなどの両生類が生息する。また、森林性のキンバトやサシバなどの渡り鳥、ヤエヤマオオコウモリなどの休息地となっていると考えられる。</p> <p>【草地・畑地】 事業実施想定区域の海岸周辺ではグンバイヒルガオ等の砂丘植生が分布し、内陸部においてはサトウキビ畑などの耕作地や牧草地、果樹園がみられる。 草地に生息する昆虫類及びそれを利用する爬虫類等、さらにそれらを餌とする鳥類が生息すると考えられる。また、耕作地では、ミフウズラ等の鳥類が餌場や、生息場所として利用していると考えられる。</p> <p>【市街地・人工環境】 事業実施想定区域には前浜港や周辺に住宅地等がみられる。住宅地周辺の植栽木や草花などが生態系に寄与する。 住宅地周辺に植栽された草花を蜜源とするチョウ類等の昆虫類、またそれを餌とする鳥類等が生息すると考えられる。ヤエヤマオオコウモリは果実食として知られることから、住宅地や果樹園に植栽された植物を餌とすると考えられる。</p> <p>【サンゴ礁】 事業実施想定区域地先海域では、塊状・枝状のハマサンゴ類や葉状のコモンサンゴ類を中心としたサンゴ被度 0～25%（被度評価：非常に低い～やや低い）の範囲がほとんどであるが、一部枝状のコモンサンゴ類を中心に 50～70%（被度評価：高い）と被度が高い範囲が確認されている。魚類ではチョウチョウウオ、イラブチャー（ブダイ類）、カハジャー（モンガラカワハギ類）が多く確認されている。</p> <p>【藻場】 事業実施想定区域地先海域には、海草類被度 5～25%の海草藻場が分布している。</p>
	景観	市全体の景観資源	<p>宮古島市の地勢は、どの島も東側の海岸線から西方向に緩やかに下がる傾斜をなしており、高い山や大きな表層河川がなく、全体的に平坦となっている。しかし宮古島では、南北方向に「石灰岩堤」と呼ばれる帯状の丘陵が何本か走っており、この丘陵上に残る樹林地が陸地の景観を特徴づけている。一方、海岸線は岩礁、砂浜、干潟など変化に富んでおり、とくに河川からの土砂流入が少ないこともあって、サンゴ礁でできた真っ白な砂浜は宮古島市の象徴的な自然景観となっている。</p> <p>また、池間島の北東海域にある八重干瀬は、大潮の時期だけ海面上に姿を現すサンゴ礁群として知られており、こうしたリーフの景観も含めた保全が謳われている。こうした一連の資源について、既存資料より、自然景観として岬や砂浜・ビーチ、眺望地点、その他自然環境・地形等（断崖、マングローブ林、巨石、湿原、池、干瀬）を抽出し、都市景観として空港、港湾・漁港、橋、公園、灯台を抽出・整理した。</p> <p>その結果、自然景観では東平安名崎や前浜ビーチなど 71 件、都市景観では来間大橋や下地空港など 43 件が挙げた。</p> <p>海に囲まれた宮古島市では、自然景観や都市景観などの観光資源は、岬や砂浜、眺望地点など、海岸部を中心に分布しており、平坦で森林域の少ない内陸側では少ない結果となった。また、優れた自然地域として、天然記念物に指定されている地域 23 件、名勝 5 件、特定植物群落 14 件、探鳥地 17 件、指定文化財の湧水・井戸 21 件、同じく指定文化財の洞穴 4 件、サンゴの高密度（被度 50～100%）分布域を抽出した。抽出された 85 件の自然地域等は沿岸域に多く分布している。</p> <p>これらの自然地域では、貴重な動植物や美しい自然景観をみることができ、宮古島市の豊かな自然に触れられる重要な地域となっている。</p>

表 3.2(6) 自然的状況の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
自然的状況	景観	<p>事業実施想定区域の海岸線は「与那覇前浜」「前浜ビーチ」などの名で呼ばれる砂浜が連続している。この砂浜と背後の防潮林が一体となって青空に映える姿は非常に美しく、また目前には来間島や来間大橋が一望でき、海に沈む夕日も眺められるなどの特徴が多くの人に愛されており、旅行社や雑誌社などがおこなう「日本のベストビーチ」アンケート等で上位に来ることが多い。</p> <p>防潮林は、一部で宮古島市が設置する「ふれあいの前浜海浜広場」として遊歩道（管理用車道）が整備されており、林の中の景観を楽しみながら散策できる。内陸に入ると、事業実施想定区域の大半はサトウキビ畑とギンネムなどの茂る原野であり、宮古島で一般的に見られる景観となる。</p> <p>事業実施想定区域端の県道沿いは街路樹があまり生長しておらず、植栽枿等での雑草の繁殖などもあり、道路景観を演出するまでには至っていない。</p>
	人と自然との触れ合い活動の場	<p>宮古島市では、豊かな自然環境を活かした景勝地、自然環境を基礎として積み重ねられてきた歴史、文化、人の暮らしなどを活かした観光施設やスポーツ・レクリエーション施設が数多く分布している。</p> <p>【宮古島市ふれあいの前浜海浜広場】</p> <p>拠点施設である「ウィンディまいばま」はRC造2階建、260㎡の建物で、マリレジャーサービスや飲食施設として利用されている。建物としてはほかに、東西2カ所に各65㎡程度のトイレ・シャワー施設がある。このほか、駐車場も2カ所あり、「ウィンディまいばま」に隣接する西側駐車場には乗用車38台と大型バス2台が、前浜港近くの東側駐車場には乗用車26台と大型バス4台が駐車可能である。区域の中央部分は芝生広場として整備されているが、砂浜の浸食が進んでいる。また保安林の中に遊歩道を整備しており、散策などを楽しめるようになってきている。管理は民間の指定管理者によって行われており、施設は冬期には閉鎖されている。駐車場やシャワーの利用料金は無料である。</p> <p>【来間前浜港前浜地区】</p> <p>県が管理する地方港湾であり、対岸の来間島と結ぶ定期航路のための港湾として昭和47年に整備されたが、平成7年の来間大橋の開通に伴い航路が廃止され、現在は観光遊覧船やプレジャーボートが利用している。施設は、棧橋と物揚場及び斜路式物揚場、その背後の緑地からなっている。</p> <p>【宮古島熱帯果樹園まいぱり】</p> <p>民間事業者が設置・営業している観光果樹園である。約6haの敷地に熱帯果樹林や花木園を設け、この中をガイド付きのカートで巡るトロピカルガイドツアーをセールスポイントとした施設で、カフェや物販を行うビジターセンターと、県の天然記念物である宮古馬とふれあえる施設もある。入場料は1,200円である。</p>
	歴史的・文化的環境	<p>文化財等</p> <p>事業実施想定区域内には指定文化財はない。拝所が1カ所確認されている。</p> <p>御嶽・拝所の場の状況</p> <p>事業実施想定区域外においては、地区の北西側500mほどに位置する「前山御嶽」がある。「七日籠り」という祭祀が行われる与那覇集落の御嶽で、300～400年前に植えられたとされる、直径1m以上に育ったフクギを中心とした植物相は、「前山御嶽の植物群落」として市の天然記念物に指定されている。</p>

3.3. 関係法令等の指定、規制等

事業実施想定区域及び周辺地域の関係法令等の指定、規制等について、既存の文献資料を基にとりまとめた。その概要は表 3.3 (1) ～ (3) に示すとおりである。

表 3.3(1) 関係法令等の指定規制等の概況

項目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況	
関係法令等 の指定、 規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	都市計画区域	宮古島市における都市計画区域は、旧伊良部町の区域を除く宮古島市の区域で 16,530 ヘクタールが指定されている。
		用途地域	宮古島市における用途地域は、平良市街地のみ住居系、商業系、工業系など 436.3 ヘクタールが指定されている。
		農業振興地域・農用地区域	宮古島市における農業振興地域は、21,183 ヘクタールが指定されている。そのうちの 13,640 ヘクタールが農用地区域に指定されている。事業実施想定区域でも一部に農用地区域が指定されている。
		森林地域・国有林・民有林・保安林	宮古島市における森林地域は 3,364 ヘクタールであり、すべて民有林である。そのうち 1,115 ヘクタールが防風保安林や潮害防備保安林、干害防備保安林、保健保安林として指定されている。事業実施想定区域では海岸沿いのマツ林が保安林に指定されており、大半は潮害防備保安林、一部が水源涵養保安林である。
		自然公園地域（県立自然公園）	宮古島市における自然公園地域には伊良部県立自然公園が指定されている。指定区域は下地島空港および漁港区域等を除いた伊良部島・下地島とその周辺海域であり、面積は 5,739 ヘクタール、うち陸域が 3,415 ヘクタール、海域が 2,324 ヘクタールである。事業実施想定区域および隣接地では自然公園は指定されていない。
		鳥獣保護区	宮古島市における鳥獣保護区は、与那覇湾、伊良部、池間、狩俣・島尻の 4カ所（合計 6,699 ヘクタール）が指定されている。事業実施想定区域の隣接地では広い範囲が与那覇湾を中心とする鳥獣保護区に指定されており、これが事業実施想定区域の一部にかかっている。なお、与那覇湾の湿地はほぼ全体（704ha）がラムサール条約登録湿地となっている。
		急傾斜地崩壊危険区域	宮古島市における急傾斜地崩壊危険区域には、伊良部島佐良浜地区の 198.03 アールが指定されている。事業実施想定区域および隣接地では急傾斜崩壊危険区域は指定されていない。
		海岸保全区域	宮古島市における海岸保全区域は、全体で 38 区域が指定されており、その指定延長は全体で 38,520m である。事業実施想定区域では農村振興局所管の「前浜海岸」として 3,318m が指定されている。
		港湾区域	宮古島市における港湾区域は、重要港湾として平良港の 1 港が指定されており、地方港湾として来間・前浜港、長山港、水納港の 3 港が指定されている。指定面積は全体で 3,970 ヘクタールである。
		港湾隣接地域	宮古島市における港湾隣接地域は、平良港、来間・前浜港、長山港(2 地区)の 4 地域（合計 13.81 ヘクタール）が指定されている。
		臨港地区	宮古島市における臨港地区は、平良臨港地区及び長山港臨港地区の 2カ所（合計 77.5 ヘクタール）が指定されている。事業実施想定区域および隣接地には臨港地区は指定されていない。
		漁港区域	宮古島市における漁港区域は、県管理の第 1 種、2 種、4 種漁港および宮古島市管理の第 1 種漁港が指定されており、宮古島市全体で 13 カ所 2,046 ヘクタールが指定区域となっている。事業実施想定区域および隣接地には漁港区域は指定されていない。
		景観形成区域	宮古島市景観形成計画では、沿岸海域を含めた市全体が景観形成区域に指定されている。この中で事業実施想定区域および隣接地は「琉球石灰岩隆起の地形を活かした海岸地形景観」を大切にする「海岸地域景観ゾーン」として区分されている。

表 3.3(2) 関係法令等の指定規制等の概況

項 目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
関係法令等の指定、規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	
	文化財保護法	平成 26 年 3 月末現在、宮古島市には文化財保護法に基づく国指定等文化財が 21 件、県指定文化財等が 15 件、市指定文化財等が 117 件ある。
	騒音に係る規制	事業実施想定区域及びその周辺においては、騒音規制法に基づく規制地域ではない。
	振動に係る規制	事業実施想定区域及びその周辺においては、振動規制法に基づく規制地域ではない。
	悪臭に係る規制	事業実施想定区域及びその周辺においては、悪臭防止法に基づく規制地域ではない。
	水質汚濁に係る環境基準に基づく類型指定状況	海域では平良港が「水質汚濁に係る環境基準」の A 類型に指定されている。 事業実施想定区域の周辺においては、「水質汚濁に係る環境基準」の類型に指定された水域はない。
	水質汚濁防止法に規定する指定水域及び指定地域	事業実施想定区域の周辺においては、「宮古東急リゾート」が特定施設として届け出を行っているが、指定水域及び指定地域はない。
	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼	宮古島市内においては、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼はない。
	排水基準に係る湖沼及び海域、上乗せ基準の指定地域	宮古島市内においては、与那覇湾が閉鎖性海域として指定され、窒素と燐の排出規制を受けている。 事業実施想定区域の周辺においては、指定地域はない。
宮古島市地下水保全条例	宮古島の地下水の利用と保全を図るため、宮古島の地下水が公共的資源であることを明記し、地下水を採取する際の許可や、水道水源保全地域内で、地下水に影響を及ぼす恐れのある事業を行おうとする際の事前協議を定めている。 事業実施想定区域の周辺においては、水道水源保全の指定を受けた地域はない。	

表 3.3.(3) 関係法令等の指定規制等の概況

項 目		事業実施想定区域及び周辺地域の状況
関係法令等の指定規制等	自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策	<p>陸域に関する指針において、事業実施想定区域は、評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域となっている。</p> <p>沿岸域に関する指針において、事業実施想定区域の地先海域は、評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域となっている。</p>
	各種事業の実施における環境配慮指針	<p>第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年4月）におけるゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業に係る環境配慮方針は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。 ○ 野生生物の生息・生育環境の確保など、地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。 ○ 良好な樹木地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。 ○ 農薬や肥料の使用に際しては極力使用を低減するように努めるとともに、水質汚濁の要因とならないよう配慮する。 ○ 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。 ○ 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。 ○ 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。 ○ 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。 ○ 緑地や親水施設の整備に努める。 ○ 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来有している環境に配慮する。 ○ オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。 ○ 自然との触れ合いや環境教育に資するような施設とするよう配慮する。 ○ 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合いに支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。 ○ その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。